



第59回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時00分

受付開始：午前9時30分

開催場所

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号

名駅IMA（イマイ）ビル8階

A P名古屋（東急グループ）

議案

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時45分まで

証券コード 7368
2025年6月6日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目2番11号
表示灯株式会社
代表取締役社長 德毛孝裕

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hyojito.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRお知らせ一覧」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7368/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「表示灯」又は「コード」に当社証券コード「7368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号
名駅IMA（イマイ）ビル8階 AP名古屋（東急グループ）
3. 目的事項
報告事項 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## ◎お知らせ

- 電子提供措置に修正が生じた場合は、前記インターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会に係る株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 当社は、定時株主総会終了後に、株主総会決議結果をお知らせする「定時株主総会決議通知」を株主の皆様に送付いたしておりました。昨年開催の第58回定時株主総会より、決議の結果を書面に代えて、当社ホームページ（<https://www.hyojito.co.jp/ir/stock/meeting/>）にて掲載させていただくことにしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時(受付開始：午前9時30分)



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙に議案に対する賛否を  
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否を  
ご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

### 第2号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

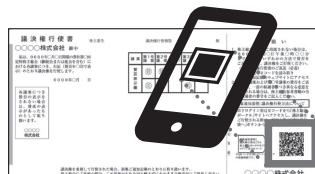
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2025年6月26日(木)午後5時45分まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取ります。



- ② 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・  
パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

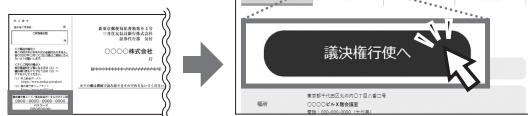
▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

### ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 画面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



「議決権行使へ」をクリック！

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031  
(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から)  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢・所得環境の改善やインバウンド需要の増加を背景に、緩やかな回復が続いております。一方で継続する物価上昇、米国新政権の動向等景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、広告業界においては、景況感の先行きは不透明な面があるものの、好調な企業業績を背景に広告需要が拡大するとともに、市場成長を牽引するデジタル広告は更に伸張することにより、市場全体としてはプラス成長が継続しております。

当社におきましては、当事業年度スローガン「挑戦が未来を創る」を掲げ、既存広告媒体の価値向上や営業強化に取り組み、インバウンド来訪者数の増加を意識したWebビジネスの強化を図り、防災関連の新商材の提案など自治体への取引拡大を目指すとともに、原価低減や販管費抑制の策を講じ、収益力の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上収益は10,020百万円（前事業年度比1.2%減）、営業利益は980百万円（同32.0%増）、経常利益は1,027百万円（同29.2%増）、当期純利益は725百万円（同80.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

#### ＜ナビタ事業＞

既存媒体の更新による価値向上及び営業強化、利益性を重視した戦略的な媒体設備への投資、媒体料の再交渉などを進めた結果、売上収益は8,074百万円（前事業年度比0.6%増）、営業利益は1,225百万円（同3.3%増）となりました。

#### ＜アド・プロモーション事業＞

多様化する広告手法への対応に取り組み、既存取引先との取引拡大に加えて、免税店検索サイト「TAXFREESHOP.S.JP」のクーポン利用による手数料収入が、好調なインバウンド需要により増加したことから、売上収益は760百万円（前事業年度比20.6%増）となり、営業利益は182百万円（同188.9%増）となりました。

## <サイン事業>

鉄道関連を深耕していくとともに、自治体へ防災関連の新商材の提案を精力的に行うなど取引拡大に努めたものの、前期のような大型案件の獲得に至らなかつたことに加えて、新商材に係る営業経費が先行したことから、売上収益は1,186百万円（前事業年度比20.1%減）、営業損失は133百万円（前事業年度は営業損失165百万円）となりました。

### 事業別売上収益

| 事業区分         | 第58期<br>(2024年3月期)<br>(前事業年度) |            | 第59期<br>(2025年3月期)<br>(当事業年度) |            |
|--------------|-------------------------------|------------|-------------------------------|------------|
|              | 金額<br>(百万円)                   | 構成比<br>(%) | 金額<br>(百万円)                   | 構成比<br>(%) |
| ナビタ事業        | 8,028                         | 79.2       | 8,074                         | 80.6       |
| アド・プロモーション事業 | 630                           | 6.2        | 760                           | 7.6        |
| サイン事業        | 1,484                         | 14.6       | 1,186                         | 11.8       |
| 合計           | 10,143                        | 100.0      | 10,020                        | 100.0      |

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は378百万円で、その主なものは次のとおりであります。

#### イ. 当事業年度中に取得した主要設備

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 駅他周辺案内図用設備                     | 289百万円 |
| ソフトウェア                         | 7百万円   |
| ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 |        |

#### ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

|            |       |
|------------|-------|
| 駅他周辺案内図用設備 | 11百万円 |
|------------|-------|

### ③ 資金調達の状況

当事業年度中の資金調達はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分            | 第56期<br>(2022年3月期) | 第57期<br>(2023年3月期) | 第58期<br>(2024年3月期) | 第59期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上収益(千円)      | 9,676,056          | 9,960,242          | 10,143,154         | 10,020,947                    |
| 経常利益(千円)      | 754,246            | 621,019            | 795,796            | 1,027,873                     |
| 当期純利益(千円)     | 391,698            | 82,316             | 401,909            | 725,806                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 83.46              | 17.44              | 85.15              | 153.77                        |
| 総資産(千円)       | 13,512,765         | 13,762,244         | 13,950,101         | 14,461,382                    |
| 純資産(千円)       | 7,490,993          | 7,292,198          | 7,419,776          | 7,864,042                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 1,587.01           | 1,544.89           | 1,571.93           | 1,666.05                      |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は増収増益の基調を確実なものとし、持続的な成長を実現していくことと認識しています。その為に下記の事項に取り組んでまいります。

### ① 既存ビジネスへの付加価値向上

当社が創業以来「表し示す灯となりたい」をモットーに培ってきた社会的役割を再確認し、利用者様に利便性をもたらす製品やサービスを追求することで、地域社会のお役に立ちたいと考えております。筐体のリニューアル、地図面表示の改良、多言語化、デジタルサイネージの導入やWebとの連携などによりサービスの高機能化を図ります。

### ② ナビタ事業における収益の向上

既存媒体の刷新、営業体制の強化、及び広告の制作過程の見直しなどコスト削減を進めています。また、新規媒体は市場調査のうえ優良媒体を獲得し、規模に見合った仕様とすることで高い収益性を確保します。

### ③ Web商材やサービスの開発

従来の周辺案内地図に二次元コードを付し、いつでもどこでも『ナビタ』の機能を利用可能な『どこでもナビタ（d-NAVITA）』の提供を開始しました。免税店検索サイト「TAXFREESHOPS.JP」、目的地までの道案内機能を持つ「ここからGO!」などのサービスも既に提供していますが、Web商材の開発を引き続き推進するとともに、他社とも連携し新たなサービスの創出や充実を目指してまいります。

### ④ M&A及び事業提携の推進による既存ビジネスの領域拡大と新事業領域の創出

既存事業の拡充と新規事業領域への進出には、ナビタ事業におけるスポンサーや自治体・病院・鉄道会社などのロケーションオーナーとのネットワークを活かし、ニーズに合わせた新しいサービスの提供を行うとともに、M&A及び付加価値の高い企業との業務提携が有用であると考えております。当社の持つ情報やノウハウをもとに、他社との相乗効果や投資効果、並びに各種リスクを鑑みたうえでM&Aや業務提携を推進してまいります。

### ⑤ アド・プロモーション事業における営業手法の多様化

アド・プロモーション事業は、鉄道広告を中心に当社独自のネットワークや強みを活かして事業を進めています。今後はインターネット広告など多様化する広告手法への対応を加速するとともに、引き続き、ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業や、ナショナルクライアント（全国的な知名度、ブランドを持つ企業）の本社向けに複数のナビタ媒体へ一括して広告掲出を行う包括的な営業にも注力してまいります。

### ⑥ デジタルサイネージや付帯サービス導入の提案

ナビタ事業で培ったデジタルサイネージによる広告媒体や情報案内システムの構築、コンテンツの制作や配信といったノウハウを活かし、デジタルサイネージや付帯するサービスの導入を鉄道会社などに提案していきます。アド・プロモーション事業に関し、ショッピングモールや広告クライアントに対して広告配信が可能なネットワーク型のデジタルOOH媒体の提案も行います。サイン事業のもつ大掛かりな案内サインの設計・施工のノウハウと融合し、観光案内、交通案内や窓口番号案内システムなどの導入の提案も行ってまいります。

### ⑦ 避難・防災関連などのサイン商材の拡販

昨今、地震や水害などの自然災害が頻発していることを踏まえ、地域の安心安全に資する避難・防災関連などのサイン商材の提案営業にも注力していきます。緊急時に音と光で注意を喚起する避難誘導サイン「NAVIアラート」を開発し、全国の自治体向けに営業活動を展開しております。2025年3月には沖縄県石垣市の2か所に「NAVIアラート」が設置されました。

⑧ 人材の育成と評価制度の見直し

今後、業績を維持・成長させていくためには人材の採用・育成は不可欠です。OJTによる教育のみならず、各自の業務処理能力に応じたスキルアップ研修を適宜行います。さらに、多様な人材を適材適所に配置し、各自が最大限に能力を発揮することができるよう人事評価方法の見直しを図るなど、人事制度改革の取り組みも行っております。

⑨ 業務の効率化とコストコントロール

売上規模拡大や提供サービス増加に伴い管理部門の強化が必要となります。そのため、基幹システムの改修を進めており、2025年度には受発注システムの稼働開始により、業務の効率化とともに業況をより早く正確に把握することが可能になると見込んでおります。また、外注費用や仕入費用、業務委託費用などについてはその調達先・委託先の多様化を図り、より有利なコスト構造を構築したいと考えています。

⑩ 営業所間の連携強化

当社においては各営業所の自主独立性を尊重してきたため、営業所ごとに独自性があります。そのため、本社が積極的に営業所と関わり、それぞれの長所を活かしながら情報と課題の共有を図ることで、課題の改善・克服、連携強化に向けた取り組みを引き続き行います。

⑪ サステナビリティへの取り組み

当社の持続的な成長には、サステナビリティの観点から事業に取り組む事が非常に重要と考えております。地域貢献はもとより、省エネルギー・再生素材を活用した案内図の制作や、外国人にもわかりやすく色覚バリアフリーにも意識した地図作りを行うなどモビリティ社会へ貢献します。子育て支援や女性活躍推進、スポーツ支援を通じた健康促進、残業時間削減などの働き方改革に注力し人的資本の一層の活用が可能な環境作りも進めてまいります。

**(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)**

| 事業区分         | 事業内容                                                            |
|--------------|-----------------------------------------------------------------|
| ナビタ事業        | 駅周辺、自治体、地域中核医療機関、神社・寺院、警察署、交番、運転免許試験場等へのインフォメーションマップ「ナビタ」の企画、制作 |
| アド・プロモーション事業 | 交通広告、屋外広告、新聞雑誌広告、その他広告媒体の企画、制作、取扱                               |
| サイン事業        | 環境、交通、公共施設、商業施設、避難誘導案内サイン等の企画、開発、設計、施工                          |

## (5) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 名古屋本社 | 名古屋市中村区名駅四丁目2番11号      |
| 東京本社  | 東京都港区南青山五丁目12番22号      |
| 東京支社  | 東京都港区南青山五丁目12番22号      |
| 関東支社  | 東京都港区南青山五丁目12番22号      |
| 大阪支社  | 大阪市中央区備後町四丁目2番10号      |
| 名古屋支社 | 名古屋市中村区名駅四丁目2番11号      |
| 札幌支社  | 札幌市中央区北五条西六丁目2番地2      |
| 福岡支社  | 福岡市中央区天神一丁目6番8号        |
| 仙台支社  | 仙台市青葉区中央四丁目10番3号       |
| 広島支店  | 広島市中区八丁堀15番6号          |
| 静岡支店  | 静岡市葵区黒金町11番地の7         |
| 金沢支店  | 金沢市広岡一丁目1番18号          |
| 四国支店  | 高松市番町一丁目6番6号           |
| 新潟支店  | 新潟市中央区東大通二丁目1番20号      |
| 盛岡営業所 | 盛岡市盛岡駅前通3番53号          |
| 横浜営業所 | 横浜市中区花咲町一丁目2番地         |
| 京都営業所 | 京都市中京区御池通室町西入西横町167番1号 |
| 長野営業所 | 長野市大字栗田2164番地          |

※長野営業所は行政区画整備の実施に伴い、栗田1009-2から上記住所に変更となりました。

(6) **従業員の状況** (2025年3月31日現在)

① 事業区分別の従業員の状況

| 事業区分         | 従業員数(名)  | 前事業年度末比増減 |
|--------------|----------|-----------|
| ナビタ事業        | 177 (1)  | 2名減 (1)   |
| アド・プロモーション事業 | 23 (-)   | 2名増 (-)   |
| サイン事業        | 26 (-)   | - (-)     |
| 全社(共通)       | 217 (17) | 4名減 (△3)  |
| 合計           | 443 (18) | 4名減 (△2)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 443 (18)名 | 4名減 (△2)  | 45.8歳 | 10.4年  |

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) **主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,880,980株

(2) 発行済株式の総数 4,720,245株 (うち自己株式79株)

(3) 株主数 3,316名

### (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                   | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 喜 平 会 株 式 会 社                                                           | 1,024,020 | 21.69       |
| H K O 会 株 式 会 社                                                         | 500,000   | 10.59       |
| Y K T 会 株 式 会 社                                                         | 500,000   | 10.59       |
| T Y S I C H E R 会 株 式 会 社                                               | 423,725   | 8.98        |
| M K T 会 株 式 会 社                                                         | 366,795   | 7.77        |
| HSBC PRIVATE BANK (SUI<br>SSE) SA GENEVA - SEGREG<br>HK IND1 CLT ASSSET | 183,600   | 3.89        |
| 株 式 会 社 ケ シ オ ン                                                         | 163,700   | 3.47        |
| 吉 田 大 士                                                                 | 135,345   | 2.87        |
| 野 田 賢 次 郎                                                               | 130,000   | 2.75        |
| 栗 本 肇                                                                   | 89,300    | 1.89        |

(注) 持株比率は自己株式 (79株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                     |
|----------|------|------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 徳毛孝裕 | 営業本部長                                                            |
| 代表取締役副社長 | 永井東一 | 管理本部長                                                            |
| 取締役会長    | 吉田大士 |                                                                  |
| 取締役相談役   | 栗本肇  |                                                                  |
| 取締役      | 高岡次郎 | 株式会社アタックス 最高顧問                                                   |
| 取締役      | 白木和夫 | 株式会社シロキホールディングス 代表取締役社長<br>株式会社シロキ 取締役相談役<br>シロキコーポレーション株式会社 取締役 |
| 取締役      | 那須國宏 | 弁護士法人那須・岩崎法律事務所 代表社員弁護士                                          |
| 常勤監査役    | 橋本幸夫 |                                                                  |
| 監査役      | 田嶋好博 | 田嶋・水谷法律事務所 所長弁護士                                                 |
| 監査役      | 大隈闇彦 |                                                                  |

- (注) 1. 取締役高岡次郎氏、取締役白木和夫氏及び取締役那須國宏氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役田嶋好博氏及び監査役大隈闇彦氏は、社外監査役であります。  
 3. 社外取締役高岡次郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 社外取締役那須國宏氏及び社外監査役田嶋好博氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、社外取締役白木和夫氏及び社外取締役那須國宏氏並びに社外監査役大隈闇彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 氏 名  | 異動前     | 異動後              | 異動年月日      |
|------|---------|------------------|------------|
| 栗本肇  | 取締役副会長  | 取締役相談役           | 2024年6月25日 |
| 徳毛孝裕 | 代表取締役社長 | 代表取締役社長<br>営業本部長 | 2024年11月1日 |

7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|---------------------|
| 栗本 肇 | 2025年4月30日 | 辞任   | 取締役相談役              |

(2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|------|---------------------|
| 栗本 勉  | 2024年6月25日 | 任期満了 | 取締役副会長              |
| 内藤 浩文 | 2024年6月25日 | 任期満了 | 取締役副社長 制度改革担当       |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、執行役員等であります。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 員数<br>(名) | 報酬等の種類別の額           |                 |                |                | 計<br>(千円)           |
|------------------|-----------|---------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------------|
|                  |           | 固定報酬<br>(千円)        | 業績運動報酬等<br>(千円) | 非金銭報酬等<br>(千円) | 退職功労金<br>(千円)  |                     |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 9<br>(3)  | 141,600<br>(14,400) | —<br>(—)        | —<br>(—)       | 2,160<br>(360) | 143,760<br>(14,760) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 24,000<br>(10,800)  | —<br>(—)        | —<br>(—)       | 1,440<br>(240) | 25,440<br>(11,040)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 12<br>(5) | 165,600<br>(25,200) | —<br>(—)        | —<br>(—)       | 3,600<br>(600) | 169,200<br>(25,800) |

- (注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 退職功労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
3. 2024年6月25日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、取締役2名に対し役員退職功労金12,500千円を支払っております。当該金額には、当事業年度および過年度の事業報告において役員退職慰労引当金の繰入額として開示済の金額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に対する一定の比率に応じて算出された額を個別に設定された配分比率に応じて配分額を決定し、12分割のうえ、毎月同額を支給する。当該指標を選択した理由は、当該指標が事業の儲けを示している重要な指標であり、経営の成果として適切であると判断しているためあります。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて役員報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。前事業年度の営業利益は742百万円となります。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模を有する企業や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、役員報酬委員会において検討を行う。

取締役会は役員報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬及び報酬算定の比率によって算出される取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、決定の透明性を確保するため独立性の高い任意の役員報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で、当該答申の内容を尊重して、取締役会において個人別の報酬等の内容を決定しております。

## (6)社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役高岡次郎氏は、株式会社アタックスの最高顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役白木和夫氏は、株式会社シロキホールディングスの代表取締役社長、株式会社シロキの取締役相談役及びシロキコーポレーション株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役那須國宏氏は、弁護士法人那須・岩崎法律事務所の代表社員弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役田嶋好博氏は、田嶋・水谷法律事務所の所長弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |       | 出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要等                                                                                                                                                |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 高岡 次郎 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、役員報酬委員会1回及びコンプライアンス委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。         |
| 取締役 | 白木 和夫 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、役員報酬委員会1回及びコンプライアンス委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 那須 國宏 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、役員報酬委員会1回及びコンプライアンス委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。            |
| 監査役 | 田嶋 好博 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                          |
| 監査役 | 大隈 圭彦 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。             |

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 内部統制に関する基本方針

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、企業の存続と発展のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠なものであると認識し、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守と、高い倫理観に立って、公正かつ透明性の高い企業活動を行う。
- ロ. 取締役は、取締役相互において法令および定款への適合性を監視するとともに、毎月の定期取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。
- ハ. 取締役は、事業所長より職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- ニ. 当社は、公共の秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たない。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報について「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等の、社内規程に従って適切に保存、および管理する。また、必要に応じて保存および管理状況の検証、見直しを行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響をおよぼす恐れのある損失の危険をリスクと定め、リスクを未然に防止するとともに、万一、リスクが顕在化した時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理体制を構築する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、毎月1回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役以下の職務執行の状況を監督する。
- ロ. 職務の執行に関しては「職務権限表」により意思決定の対象範囲と決定権限者を定め、「稟議規程」に基づき手続きの適正を確保する。
- ハ. 内部監査室は、公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により、取締役の職務執行が効果的に行われる体制を確保する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務の執行の補助者を必要とするときは、まず、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱する。なお、不足する場合には、別途直属の使用人を配置し監査業務を補助する。

⑥ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、内部監査室を監査役補助者として配置した場合は、内部監査室に対する異動、懲戒、人事考課等については監査役の意見を聞き、これを尊重する。また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒、人事考課等についても監査役の意見を尊重するものとする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて下記の事項の報告および情報提供を行うものとする。

イ. 重要な社内会議で決議された事項。

ロ. 当社の業務または業績見込みの内容。

ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。

二. 内部監査の状況、およびリスク管理に関する重要な事項。

ホ. 法令違反、もしくは不正行為の事実、苦情など。

ヘ. 報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。

ト. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、監査役から監査業務執行に関する事項の報告、調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保する。

ロ. 監査役は、会計監査人および内部監査室との間で密接な連携を保ち、監査役監査に必要な情報の提供を受ける。

ハ. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等、重要な会議に出席する。

## 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は取締役会、経営会議を毎月定期的に開催し内部統制システムの運用状況を確認する体制を取っております。また、会議には監査役も毎回出席し意見を述べております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と考えています。業績を反映した利益還元を基本としつつ、安定的な配当に配慮し、かつ、長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努め、総合的な株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

配当に関しては、年2回行うことを基本的な方針としています。剰余金の配当など、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めています。なお、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とし、このほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化および将来の投資に利用する予定です。

また、自己株式の取得に関しては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためには、財務状況や株価の動向などを勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金は1株につき31円とさせていただきました。なお、中間配当金として1株につき30円をお支払いしていますので、年間配当金は1株につき61円となります。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|-----------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産           | 7,511,085 | 流 動 負 債                 | 6,356,619  |
| 現 金 及 び 預 金       | 6,113,571 | 買 未 払 金                 | 666,175    |
| 受 取 手 形           | 41,115    | 未 払 費 用                 | 155,485    |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 687,195   | 未 払 法 人 税 等             | 263,834    |
| 棚 卸 資 産           | 120,341   | 未 払 消 費 税 等             | 150,026    |
| 前 渡 金             | 58,162    | 前 払 受 金                 | 128,824    |
| 前 払 費 用           | 436,214   | 契 約 負 債                 | 3,973      |
| そ の 他             | 58,408    | 賞 与 引 当 金               | 4,783,672  |
| 貸 倒 引 当 金         | △3,923    | そ の 他                   | 175,424    |
| 固 定 資 産           | 6,950,297 | 固 定 負 債                 | 29,202     |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,868,464 | 固 定 負 債                 | 240,720    |
| 建 構 築 物           | 781,796   | 退 職 給 付 引 当 金           | 146,433    |
| 機 械 及 び 装 置       | 4,870     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 50,960     |
| 車両 運 搬 具          | 0         | そ の 他                   | 43,327     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 2,680     | 負 債 合 計                 | 6,597,340  |
| 土 地               | 1,336,559 | (純 資 産 の 部)             |            |
| リ 一 ス 資 産         | 1,710,972 | 株 主 資 本                 | 7,825,501  |
| 建 設 仮 勘 定         | 8,500     | 資 本 金                   | 923,761    |
| 無 形 固 定 資 産       | 23,084    | 資 本 剰 余 金               | 770,533    |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 221,483   | 資 本 準 備 金               | 770,533    |
| そ の 他             | 210,767   | 利 益 剰 余 金               | 6,131,342  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 10,716    | 利 益 準 備 金               | 38,301     |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,860,348 | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 6,093,041  |
| 長 期 前 払 費 用       | 84,066    | 利 益 積 立 金               | 50,000     |
| 破 産 更 生 債 権 等     | 233,560   | 別 途 積 立 金               | 703,500    |
| 保 険 積 立 金         | 82,631    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 5,339,541  |
| 長 期 預 金           | 130,622   | 自 己 株 式                 | △135       |
| 繰 延 税 金 資 産       | 2,002,014 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 38,540     |
| そ の 他             | 266,568   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 38,540     |
| 貸 倒 引 当 金         | 143,516   | 純 資 産 合 計               | 7,864,042  |
| 資 産 合 計           | △82,631   | 負 債 純 資 産 合 計           | 14,461,382 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 収 益                 | 10,020,947 |
| 売 上 原 価                 | 4,340,614  |
| 売 上 総 利 益               | 5,680,333  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 4,700,192  |
| 営 業 利 益                 | 980,140    |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 2,229      |
| 受 取 配 当 金               | 1,537      |
| 受 取 家 賃 金               | 50,047     |
| 保 険 解 約 返 戻 金           | 3,978      |
| そ の 他                   | 5,202      |
|                         | 62,995     |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 賃 貸 費 用                 | 11,621     |
| 減 價 償 却 費               | 2,103      |
| そ の 他                   | 1,537      |
|                         | 15,262     |
| 経 常 利 益                 | 1,027,873  |
| 特 別 損 失                 |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 14,626     |
|                         | 14,626     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 1,013,247  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 231,025    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 56,415     |
| 当 期 純 利 益               | 725,806    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 資本金                 | 主 資 本   |         |           |          |        |         |           |           |       | 自己株式      | 株主資本合計 |          |  |
|---------------------|---------|---------|-----------|----------|--------|---------|-----------|-----------|-------|-----------|--------|----------|--|
|                     | 資本剰余金   |         | 利 益 剰 余 金 |          |        |         |           |           |       |           |        |          |  |
|                     | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |        |         |           |           |       |           |        |          |  |
|                     |         |         |           | 利 積 金    | 益 積 金  | 別 積 金   | 途 積 金     | 繰 越 利 益   | 剰 余 金 |           |        |          |  |
| 当期首残高               | 923,761 | 770,533 | 770,533   | 38,301   | 50,000 | 703,500 | 4,896,944 | 5,688,745 | △135  | 7,382,904 |        |          |  |
| 当期変動額               |         |         |           |          |        |         |           |           |       |           |        |          |  |
| 剰余金の配当              |         |         |           |          |        |         | △283,209  | △283,209  |       |           |        | △283,209 |  |
| 当期純利益               |         |         |           |          |        |         | 725,806   | 725,806   |       |           |        | 725,806  |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |           |          |        |         |           |           |       |           |        | 一        |  |
| 当期変動額合計             | -       | -       | -         | -        | -      | -       | 442,596   | 442,596   | -     | 442,596   |        |          |  |
| 当期末残高               | 923,761 | 770,533 | 770,533   | 38,301   | 50,000 | 703,500 | 5,339,541 | 6,131,342 | △135  | 7,825,501 |        |          |  |

|                     | 評価・換算差額等     |       |        | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|-------|--------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価差額等 | 換算合計   |           |
| 当期首残高               | 36,871       |       | 36,871 | 7,419,776 |
| 当期変動額               |              |       |        |           |
| 剰余金の配当              |              |       |        | △283,209  |
| 当期純利益               |              |       |        | 725,806   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,669        |       | 1,669  | 1,669     |
| 当期変動額合計             | 1,669        |       | 1,669  | 444,265   |
| 当期末残高               | 38,540       |       | 38,540 | 7,864,042 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

###### その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

- ・製品、原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

- ・仕掛品（フィルム制作）

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・仕掛品（デジタルサイネージデータ制作）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 20年

工具、器具及び備品 6年～10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
  - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権においては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。  
過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

ナビタ事業では、顧客との契約に基づいてナビタ筐体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出とともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

アド・プロモーション事業では、ナビタ筐体以外の媒体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体以外の媒体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出とともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。広告掲出を伴わない広告サービス請負及び物品販売については顧客への納品時点で収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

サイン事業では、顧客との契約に基づいてサインを制作し設置する履行義務を負っております。当該工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しており、また、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「長期預金」は資産の総額の100分の5を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「長期預金」は2,014千円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (貸倒引当金)

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 86,555千円

貸倒引当金繰入額（販売費及び一般管理費） △3,566千円

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額見込額に対して貸倒引当金を設定しております。

当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済環境等の変動により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に影響を与える可能性があります。

##### (固定資産の減損)

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,868,464千円

無形固定資産 221,483千円

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産グループに減損の兆候が認められた場合に、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失に計上します。

回収可能価額の見積もりは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、回収可能価額の見積額の見直しが必要な事象が生じた場合、当該見直しを行う事業年度及び翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

|      |           |
|------|-----------|
| 売掛金  | 679,757千円 |
| 契約資産 | 7,437千円   |
| 合計   | 687,195千円 |

### (2) 棚卸資産の内訳

|          |           |
|----------|-----------|
| 商品及び製品   | 9,475千円   |
| 仕掛品      | 12,167千円  |
| 原材料及び貯蔵品 | 76,767千円  |
| 未成工事支出金  | 21,931千円  |
| 合計       | 120,341千円 |

### (3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 営業保証として担保に供している資産 |         |
| 長期預金              | 2,000千円 |
| 合計                | 2,000千円 |

### (4) 有形固定資産の減価償却累計額

6,023,264千円

### (5) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 900,000千円 |
| 借入実行残高  | －千円       |
| 差引額     | 900,000千円 |

### (6) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務 22,500千円

## 6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,720,245株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 79株             | 0株             | 0株             | 79株            |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年5月23日<br>取締役会  | 普通株式  | 141,604        | 30              | 2024年3月31日 | 2024年6月10日 |
| 2024年11月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 141,604        | 30              | 2024年9月30日 | 2024年12月2日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2025年5月22日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 146,325        | 31              | 2025年3月31日 | 2025年6月9日 |

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに左右されます。当該リスクについては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに左右されますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を行う等の方法により管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額7,050千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                   | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|-------------------|-----------|-----------|----|
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 77,016    | 77,016    | －  |
| 長期預金              | 2,002,014 | 2,002,014 | －  |

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価  
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                      | 時価     |      |      |        |
|-------------------------|--------|------|------|--------|
|                         | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 77,016 | －    | －    | 77,016 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分   | 時価   |           |      |           |
|------|------|-----------|------|-----------|
|      | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期預金 | －    | 2,002,014 | －    | 2,002,014 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、名古屋市において、オフィスビルを賃貸しております。

2025年3月期における賃貸等不動産に係る賃貸損益は24,045千円（賃貸収益は受取家賃に、主な賃貸費用は賃貸費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:千円)

| 貸 借 対 照 表 計 上 額 | 時 価     |
|-----------------|---------|
| 383,315         | 611,035 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、土地については、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）により評価したものであり、一部の建物等の償却性資産については貸借対照表計上額をもって時価とみなしております。

## 10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| 繰延税金資産        |           |
| 貸倒引当金         | 27,229千円  |
| 未払事業税等        | 16,822千円  |
| 賞与引当金         | 53,686千円  |
| 減価償却超過額       | 9,403千円   |
| 減損損失累計額       | 111,698千円 |
| 退職給付引当金       | 46,126千円  |
| 役員退職慰労引当金     | 22,938千円  |
| 投資有価証券評価損     | 4,909千円   |
| 未払費用          | 22,240千円  |
| 会員権等評価損       | 24,408千円  |
| 収益認識による影響額    | 4,266千円   |
| その他           | 20,190千円  |
| 繰延税金資産小計      | 363,920千円 |
| 評価性引当額        | △77,796千円 |
| 繰延税金資産合計      | 286,124千円 |
| 繰延税金負債        |           |
| その他有価証券評価差額金  | △16,230千円 |
| その他           | △3,324千円  |
| 繰延税金負債合計      | △19,555千円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 266,568千円 |

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |              |           | 合計         |
|---------------|-----------|--------------|-----------|------------|
|               | ナビタ事業     | アド・プロモーション事業 | サイン事業     |            |
| 売上収益          |           |              |           |            |
| ステーションナビタ     | 3,586,521 | —            | —         | 3,586,521  |
| シティナビタ        | 4,105,099 | —            | —         | 4,105,099  |
| 公共ナビタ         | 382,565   | —            | —         | 382,565    |
| その他           | —         | 760,642      | 1,186,118 | 1,946,761  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8,074,186 | 760,642      | 1,186,118 | 10,020,947 |
| その他の収益        | —         | —            | —         | —          |
| 外部顧客への売上収益    | 8,074,186 | 760,642      | 1,186,118 | 10,020,947 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、掲出期間が経過していない広告料であり、貸借対照表上、流動負債に「契約負債」として計上しております。

① 契約負債の残高

|            | 当事業年度       |
|------------|-------------|
| 契約負債（期首残高） | 4,696,912千円 |
| 契約負債（期末残高） | 4,783,672千円 |

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、4,525,718千円であります。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、主に広告制作に関するものであり、当事業年度末においては296,267千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

### 13. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 1,666円05銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 153円77銭   |

### 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

表示灯株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 孝 孔  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鬼 頭 功 一 郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、表示灯株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

表 示 灯 株 式 会 社 監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 橋 本 幸 夫  
監 査 役 田 嶋 好 博  
監 査 役 大 隈 圭 彦

(注) 監査役田嶋好博および監査役大隈圭彦は、会社法第2条第16項および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                | 所持する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | とく も たか ひろ<br>徳毛孝裕<br>(1966年10月12日生) | <p>2020年8月 当社入社 執行役員 営業本部 名古屋支社担当</p> <p>2020年9月 執行役員 生産本部 副本部長</p> <p>2021年7月 執行役員 名古屋支社長</p> <p>2022年2月 副社長執行役員 名古屋支社長</p> <p>2022年4月 副社長執行役員</p> <p>2022年6月 代表取締役社長</p> <p>2024年11月 代表取締役社長 営業本部長（現任）</p> | 109株       |

**【選任理由】**  
徳毛孝裕氏は、当社入社以来、生産本部副本部長、名古屋支社長として生産本部及び事業所経営の業務に携わり、業務全般にわたり豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。また、前職においてインターネットビジネスに長年携わっており、将来、当社が目指すウェブビジネス展開に力を発揮できる経験を有し、代表取締役社長に就任後は、経営統括者として、リーダーシップとバランス経営により全社を牽引してきていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

| 候補者番号  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                        | 所持する<br>当社の株式数 |
|--------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2      | なが い とう いち<br>永井東一<br>(1963年8月28日生) | 1986年3月<br>2012年4月<br>2013年4月<br>2014年4月<br>2019年4月<br>2022年4月<br>2022年5月<br>2022年6月<br>2023年7月                                                                                            | 当社 東京支社入社<br>管理本部人事部長<br>執行役員 統轄本部企画広報部長<br>取締役 社長室長<br>取締役 管理本部長<br>取締役副社長 管理本部長<br>取締役副社長 管理本部長 生産本部長<br>代表取締役副社長 管理本部長 生産本部長<br>代表取締役副社長 管理本部長 (現任) | 5,000株         |
| 【選任理由】 |                                     |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                        |                |
|        |                                     | 永井東一氏は管理部門に長く携わっており、管理分野全般の豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。取締役に就任後、社長室長、管理本部長、生産本部長を務め、当社における内部管理体制の向上に実績を有し、代表取締役副社長に就任後は、経営統括者として、豊富な経験を適切に経営に反映してきていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                        |                |
| 3      | よし だ もと ひと<br>吉田大士<br>(1941年5月17日生) | 1967年2月<br>1999年4月<br>2003年4月                                                                                                                                                              | 日本交通表示灯株式会社 (現当社) 設立<br>代表取締役社長<br>代表取締役会長<br>取締役会長 (現任)                                                                                               | 135,345株       |
| 【選任理由】 |                                     |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                        |                |
|        |                                     | 吉田大士氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。                                                              |                                                                                                                                                        |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                          | ふりがな<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                       | 所持する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                                                                                              | ※<br>さい しょ なお や<br>税 所 直 矢<br>(1971年7月6日生) | 2006年7月 当社 福岡支社入社<br>2011年4月 東京副支社長<br>2013年4月 福岡支社長<br>2018年6月 執行役員 大阪支社長<br>2022年4月 副社長執行役員 ナビタ事業本部長<br>2023年4月 上席執行役員 ヒューマンディベロップメント本部長<br>2023年11月 上席執行役員 営業本部長<br>2025年4月 執行役員 営業本部ナビタ営業部長（現任） | 1,500株     |
| <b>【選任理由】</b><br>税所直矢氏は、長年にわたり営業部門に携わっており、拠店長としても拠店業務全般を指揮し、また執行役員を務め、豊富な知識と経験、実績を積み重ねております。当社における営業部門並びに業務全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。 |                                            |                                                                                                                                                                                                     |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                               | ふりがな<br>(生年月日)       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所持する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 高岡次郎<br>(1936年7月7日生) | <p>1965年4月 公認会計士今井富夫事務所入所</p> <p>1968年12月 監査法人丸の内会計事務所設立に伴い移籍</p> <p>1981年10月 当社 監査役</p> <p>1986年9月 公認会計士・税理士高岡次郎事務所開設</p> <p>1990年4月 株式会社アツクス 代表取締役会長</p> <p>1999年5月 監査法人トマツ 会長</p> <p>2000年5月 監査法人トマツ 包括代表社員兼務</p> <p>2001年5月 監査法人トマツ 相談役代表社員</p> <p>2002年4月 アツクス税理士法人（旧今井会計合同事務所/高岡次郎事務所）設立 代表社員</p> <p>2006年7月 株式会社アツクス 最高顧問（現任）</p> <p>2018年4月 当社 社外取締役（現任）<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アツクス 最高顧問</p> | 550株       |
| <p>【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>高岡次郎氏は公認会計士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。</p> <p>同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p> |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6     | 白木和夫<br>(1950年7月5日生) | <p>1973年4月 大日本印刷株式会社入社</p> <p>1975年4月 株式会社シロキ入社</p> <p>1983年1月 同社 取締役</p> <p>1986年6月 同社 代表取締役社長</p> <p>2009年3月 同社 代表取締役会長</p> <p>2017年1月 株式会社シロキホールディングス<br/>同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>株式会社シロキ 取締役会長<br/>シロキ-ポレーション株式会社 取締役（現任）</p> <p>2020年5月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社シロキ 取締役相談役（現任）<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社シロキホールディングス 代表取締役社長</p> <p>株式会社シロキ 取締役相談役<br/>シロキ-ポレーション株式会社 取締役</p> | -              |

## 【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

白木和夫氏は長年にわたり株式会社シロキ及び株式会社シロキホールディングスの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。

同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ふりがな<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所持する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | なすくにひろ<br>那須國宏<br>(1944年6月5日生) | <p>1969年4月 弁護士登録（現任）</p> <p>1975年10月 那須國宏法律事務所（現 弁護士法人那須・岩崎法律事務所）開設 所長弁護士（現任）</p> <p>1999年4月 名古屋弁護士会 会長<br/>日本弁護士連合会 副会長</p> <p>2003年7月 愛知県人事委員会 委員長</p> <p>2007年6月 株式会社サンゲツ 社外監査役</p> <p>2009年4月 当社 顧問弁護士</p> <p>2015年6月 株式会社サンゲツ 社外取締役</p> <p>2018年6月 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役</p> <p>2018年10月 愛知県公安委員会 委員</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役（現任）<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士法人那須・岩崎法律事務所 代表社員弁護士</p> | -              |
| <p>【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>那須國宏氏は弁護士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。</p> <p>同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ高岡次郎氏が7年2か月、白木和夫氏が5年1か月、那須國宏氏が5年となります。

5. 当社は、高岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、白木和夫氏及び那須國宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。また、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は、次回2026年5月の更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

【ご参考】議案が承認された場合の取締役会の構成および専門性と経験

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりであります。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名        | 社外 | 企業<br>経営 | 財務・<br>会計 | 法務/<br>リスク<br>管理 | 業界<br>経験 | 人事・<br>労務 | DX | サステナ<br>ビリティ |
|-------|-------------------|----|----------|-----------|------------------|----------|-----------|----|--------------|
| 1     | とくも たかひろ<br>徳毛 孝裕 |    | ○        |           |                  | ○        | ○         | ○  | ○            |
| 2     | ながい とういち<br>永井 東一 |    | ○        | ○         | ○                | ○        | ○         | ○  |              |
| 3     | よしだ もとひと<br>吉田 大士 |    | ○        |           |                  | ○        | ○         |    |              |
| 4     | さいしょ なおや<br>税所 直矢 |    | ○        |           |                  | ○        | ○         | ○  |              |
| 5     | たかおか じろう<br>高岡 次郎 | ○  | ○        | ○         |                  |          |           |    |              |
| 6     | しろ さかずお<br>白木 和夫  | ○  | ○        |           |                  |          | ○         |    |              |
| 7     | なす くにひろ<br>那須 國宏  | ○  |          |           | ○                |          | ○         |    |              |

注) 上記一覧表は、取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

## 第2号議案 退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

2025年4月30日をもって取締役を辞任されました栗本肇氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職功労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案に関しましては、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、役員報酬委員会の審議を経て取締役会で決定されるものであることから、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は招集通知事業報告に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次の通りであります。

| 氏名  | 略歴                                                                                                                         |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栗本肇 | 1967年2月 日本交通表示灯株式会社（現当社）設立<br>代表取締役副社長就任<br>1999年4月 代表取締役副会長就任<br>2003年4月 取締役副会長就任<br>2024年6月 取締役相談役就任<br>2025年4月 取締役相談役退任 |

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号  
名駅IMAI（イマイ）ビル8階 AP名古屋（東急グループ）  
TEL 052-561-1109



交通 名鉄・近鉄 名古屋駅 徒歩約2分  
J R 名古屋駅 徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



ミックス  
紙 | 責任ある森林  
管理を支えています  
www.fsc.org  
FSC® C013080

